

兵庫県公報

平成25年 1月15日 火曜日 第 2457 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 町営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	10
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 市街地再開発組合の理事長選出の届出（市街地整備課）	12
○ 道路の位置指定（建築指導課）	12
○ 建築士法に基づく免許の取消し（同）	12
公 告		
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	12
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	13
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
病院局公告		
○ 入札公告（県立淡路病院）	16
選挙管理委員会告示		
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	18
警察本部公告		
○ 入札公告	20
○ 同 上	23

告 示

兵庫県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 野瀬土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	細 見 弘	丹波市春日町野瀬109番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	片 山 逸 雄	丹波市春日町野瀬697番地 1

2 岡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	坂 井 文 良	加古郡稲美町岡478



兵庫県告示第34号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
佐用郡佐用町	桑野地区	平成25年 1月15日から 同 年 2月 4日まで	佐用郡佐用町役場



兵庫県告示第35号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成18年12月から平成22年11月まで
- (3) 成果の名称
多可町(下村山林の一部)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
八千代区下村の一部
- (5) 認証年月日
平成24年12月21日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成21年6月から平成23年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市(大字氷上町三方の一部)の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
大字氷上町三方の一部
- (5) 認証年月日
平成24年12月21日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成22年7月から平成24年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字氷上町三方の一部）の地籍図及び地籍簿（20112822391）
- (4) 調査を行った地域
大字氷上町三方の一部
- (5) 認証年月日
平成24年12月21日



兵庫県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成25年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町宇根字庄ノ上693、694、695の4、695の5、695の7から695の11まで、695の14から695の17まで、695の36、695の37、696の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字庄ノ上693・695の14から695の17まで・695の36・695の37・696の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町百千家満字地藏ヶ谷249、250、字才垣内274から277まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字地藏ヶ谷250、字才垣内274から277まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町井内字クソ原1、1の7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字クソ原1・1の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町坊岡字葛又768、768の1、769の1、769の2、770から772まで、772の1、772の2、774、774の1、775、775の1、776から778まで、778の1、779、779の1、780、780の1、781、782

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区長須字犬ン谷47
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字小城993の1、1001、1002
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区三川字二ツ石393の1、393の2、393の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町香住区土生字ワルイゼ71の1、宇下西谷607の2、608、623、624の1、632、宇久斗谷589の2、589の5、589の6

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年1月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町田井字松尾谷578

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町歌長字峠2182、2183、2185、2197（次の図に示す部分に限る。）、字譲葉2248、2250から2252まで・2254・2256（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2253、2255、字山王2262、2268の2、字小林2269、2270の1から2270の3まで、2272
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字大谷2014から2017まで、2019、2020、字ナクレン2025、2027の1・2027の2・2027の4から2027の6まで・2027の10から2027の12まで・2027の14・2027の17・2027の18（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、2027の3、2027の7から2027の9まで、2027の13、2027の15、2027の16
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字切石883、883の1、884、885、885の1、字奥カンバセ928の1から928の3まで、928の5
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町熊谷字シハガラ奥1549

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第49号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基本測量（オルソ作成）

2 作業期間

平成24年12月25日から平成25年 3月31日まで

3 作業地域

神戸市北区、姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町



兵庫県告示第50号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点設置）
- 2 作業期間
平成25年1月7日から同年2月28日まで
- 3 作業地域
西宮市塩瀬町名塩地先



兵庫県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
平成24年12月20日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市の一部



兵庫県告示第52号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
平成24年12月5日から平成25年1月29日まで
- 3 作業地域
加西市の一部



兵庫県告示第53号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（地籍調査実施に伴う4級公共基準点の設置）
- 2 作業期間
平成25年1月10日から同年3月20日まで
- 3 作業地域
三田市屋敷町及び三田町の一部



兵庫県告示第54号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成24年10月26日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域
淡路市生田大坪地域



兵庫県告示第55号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影、写真地図データ作成及び共用空間データ作成）
- 2 作業期間
平成23年7月13日から平成24年9月30日まで
- 3 作業地域
豊岡市全域



兵庫県告示第56号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
一	庫 川 西 市		一庫2丁目		177番から182番までの各一部、198番から200番までの各一部、221番2の一部、221番3の一部、222番2の一部、223番の一部、224番6から224番11までの各一部、274番1の一部、279番から283番まで、285番から289番まで、292番の一部、293番から295番まで、296番の一部、300番の一部、301番の一部、302番、223番から279番に至る地先の道路敷の一部、221番3から285番に至る地先の道路敷の一部、295番から296番に至る地先の道路敷の一部
			一 庫	井 補 野	4 番の一部、5 番



兵庫県告示第57号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
福 定	養 父 市		福 定	家ノ上	56番1の一部、71番、72番1、72番2、73番から76番まで、78番から89番まで、90番1、90番2、91番、92番1、92番2、96番の一部、97番から104番まで、105番の一部、106番、107番から109番までの各一部、110番、111番の一部、71番から73番に至る地先の道路敷、78番から79番に至る地先の道路敷の一部、82番から87番に至る地先の道路敷の一部、102番から107番に至る地先の道路敷の一部
				林ヶ坪	236番の一部、237番の一部、238番1の一部、238番2の一部、239番から243番までの各一部
				堂ノ上	280番から282番までの各一部、283番、284番、285番の一部、286番から288番まで、292番、284番から287番に至る地先の道路敷、285番から288番に至る地先の水路敷の一部



兵庫県告示第58号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丸山 (321000001)	加西市若井町（別図1のとおり）	地滑り

（別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第59号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
廻渕 (329010001)	加東市廻渕（別図1のとおり）	地滑り
上久米 (329010002)	加東市上久米（別図2のとおり）	地滑り
黒石 (329030001)	加東市永福（別図3のとおり）	地滑り

永福 (329030002)	加東市永福 (別図4のとおり)	地滑り
天神 (329030003)	加東市天神 (別図5のとおり)	地滑り

(別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第60号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合から次の者を理事長に選出した旨の届出があった。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 西 中 雅 一

住 所 三田市福島162番地



兵庫県告示第61号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0012号	24. 12. 27	揖保郡太子町東保字木森367番1の一部	6.00	22.71



兵庫県告示第62号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 免許の取消年月日
平成24年12月27日
- 2 建築士の氏名
真 鍋 渉
- 3 建築士の区分及び登録番号
(二級)第650022号
- 4 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため。

公 告

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定非営利活動法人の名称等
 - (i) 名称 特定非営利活動法人放課後遊ぼう会

- (2) 代表者の氏名 足 立 典 子
- (3) 主たる事務所の所在地 宝塚市仁川台289-1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちと、子どもを取り巻く人々に対して、子どもたちが豊かな遊びをとおしてたくましく成長できる環境づくりに関する事業を行い、子どもの福祉の増進と誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 2 当該認定の有効期間 平成24年12月26日から平成29年12月25日まで



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年1月15日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ書写店
 所在地 姫路市書写879-221
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 岩 本 隆 雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 岩 本 隆 雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成25年8月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,850平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 100台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 56台
 - (3) 荷さばき施設の面積
 60.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 19.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前7時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 出入口2箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成24年12月10日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年1月15日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成25年5月15日
 - (2) 提出先
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	三田市西山2丁目3571番、3576番2	2,252.61	宅 地

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のための必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ 上記アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団

及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課財産係

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

平成25年1月15日（火）から同年2月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

物件1 平成25年2月15日（金）午後1時30分

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課財産係
電話（078）341-7711 内線4875



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年1月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町米田字奥野392番1の一部、396番1の一部、399番1の一部、399番4

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町米田399番1

岡 本 重 子

- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年11月12日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17号（24高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市千尋町104番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
相生市千尋町20番7号
小林 義 明
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年7月31日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-8号（24相生）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市板屋町321番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市勝原区宮田576番3
有限会社幸和ハウス 代表取締役 竹 田 博 哉
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年8月14日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-13号（24赤穂）

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月15日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
兵庫県立淡路医療センター（仮称）施設の清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年5月1日（水）から平成26年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所
兵庫県立淡路医療センター（仮称） 洲本市塩屋1丁目
- (5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (7) 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室の清掃を含む。）を履行する能力があることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒656-0013 洲本市下加茂1丁目6番6号
兵庫県立淡路病院総務部経理課
電話（0799）22-1200
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4（5）シで提出を求める誓約書の交付期間
平成25年1月15日（火）から同月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成25年2月26日（火） 午後1時30分 兵庫県立淡路病院 3階会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年2月25日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月22日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月10日（水））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決さ

- れ、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- シ 落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
- 要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であつてかつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
- 詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr. Kadou, Director of Hyogo Prefectural Awaji Hospital
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Hyogo Prefectural Awaji Medical Center (tentative name) buildings cleaning service, 1 set
- (3) Contract fulfillment period: From May 1, 2013 through March 31, 2014
- (4) Location: Hyogo Prefectural Awaji Medical Center (tentative name) buildings
- (5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:
16:00 January 28, 2013
- (6) Deadline for tender:
17:00 February 25, 2013 by mail
13:30 February 26, 2013 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Accounting Division, Hyogo Prefectural Awaji Hospital
1-6-6 Shimokamo, Sumoto, Hyogo 656-0013
TEL (0799) 22-1200

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示1号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、指定した施設の指定を取り消し、及び指定した内容に変更があつたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年1月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表明石市の項中

「

医療法人 伯鳳会 明石はくほう会病院	同 市魚住町錦が丘4丁目12-11
--------------------	-------------------

を

「

医療法人 伯鳳会 明石リハビリテーション病院	同 市二見町西二見685-3
------------------------	----------------

に改め、加古川市の項中

「

医療法人社団 せいわ会 たずみ病院	同 市別府町新野辺1429-10
-------------------	------------------

を

「

医療法人社団 せいわ会 たずみ病院	同 市尾上町口里790-66
-------------------	----------------

に改め、同項中

「

医療法人社団 順心会 順心病院	同 市平岡町一色115
-----------------	-------------

を

「

医療法人社団 順心会 順心病院	同 市別府町別府865-1
-----------------	---------------

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

特別養護老人ホーム 宙カミーノ	同 市須磨区神の谷5丁目2-2
-----------------	-----------------

を

「

特別養護老人ホーム 宙カミーノ	同 市須磨区神の谷5丁目2-2
-----------------	-----------------

特別養護老人ホーム KOB E須磨きらくえん	同 市須磨区車字菅ノ池1351-14
------------------------	--------------------

に改め、同表洲本市の項中

「

特別養護老人ホーム 淡路ふくろうの郷	同 市中川原町中川原28-1
--------------------	----------------

を

「

特別養護老人ホーム 淡路ふくろうの郷	同 市中川原町中川原28-1
--------------------	----------------

地域密着型特別養護老人ホーム 洲本たちばなプラス	同 市宇原358-5
--------------------------	------------

に改め、同表芦屋市の項中

「

チャーミング・スクウェア芦屋	同 市海洋町12-1
----------------	------------

を
「

ザ・レジデンス芦屋スイートケア	同 市海洋町12-3
-----------------	------------

に改め、同表三木市の項中

「

特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 カトレア三木	同 市福井字鷹尾1981-1
------------------------------	----------------

を
「

特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 カトレア三木	同 市福井字鷹尾1981-1
特別養護老人ホーム えびすの郷	同 市大塚206-6

に改め、同表川西市の項中

「

特別養護老人ホーム やわらぎの里 東谷	同 市一庫字北中島1-1
---------------------	--------------

を
「

特別養護老人ホーム やわらぎの里 東谷	同 市一庫字北中島1-1
特別養護老人ホーム やわらぎの里 ぶら す館	同 市清和台4丁目5-1
社会福祉法人 友朋会 特別養護老人ホーム あいな清和苑 あいなホーム	同 市久代6丁目1-98
社会福祉法人 友朋会 ケアハウス あい な清和苑 あいなハウス	同 市久代6丁目1-98

に改め、同表淡路市の項中

「

社会福祉法人 平成記念会 ケアハウス東 浦エルベ	同 市久留麻1877
-----------------------------	------------

を
「

社会福祉法人 平成記念会 ケアハウス東 浦エルベ	同 市久留麻1877
社会福祉法人 千鳥会 地域密着型特別養 護老人ホーム ほほえみ	同 市久留麻28-41

に改める。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉田 潤

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

平成25年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

ア レギュラーガソリン 予定数量 110万リットル

イ ハイオクガソリン 予定数量 71万リットル

ウ 軽油 予定数量 10万リットル

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

(4) 納入場所

落札者が提供できる兵庫県内及び兵庫県外に存する指定給油所のうち契約担当者が指定する給油所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、下記アに示す金額の合計をもって落札価格とするので、イに示す合計金額を入札書に記載すること。

ア レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額と、軽油については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額分を減じた額の100分の5に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額の合計。

イ レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額と、軽油については見積もった契約希望金額から軽油引取税額を減じた額の105分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額の合計。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課 担当 大木

電話 (078) 341-7441 内線2344

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年1月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年2月25日（月）午後1時00分

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年2月22日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月21日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、県内の各地区ごとに最低必要数の給油所を確保でき、かつ神戸、阪神、東播及び西播の各地区ごとに最低1箇所の休日営業が確保できる等を確認するために「給油所保有（設置）一覧表」を提出すること。

イ 国内全都道府県に臨時給油所の設定が可能であることが確認できる書類を提出すること。

ウ ガソリン供給能力の確保のために石油元請会社の「特約店証明書」等を提出すること。

エ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

オ 上記アからエまでの証明書等は平成25年1月29日（火）までに提出すること。

カ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからエまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成25年2月22日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Products to be purchased:

- a. Regular gasoline Approx. 1,100,000 liters
- b. High-octane gasoline Approx. 710,000 liters
- c. Light oil Approx. 100,000 liters

(3) Delivery period:

From April 1, 2013 to March 31, 2014

(4) Delivery places:

The designated place by director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(5) Deadline for the application forms:

17:00 January 29, 2013

(6) Deadline for bidding:

- 17:00 February 22, 2013 by mail
- 13:00 February 25, 2013 by direct delivery

(7) Secretariat:

Ogi, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2344



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

平成25年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

- ア タイヤ 予定数量 4,370本
- イ チューブ 予定数量 570本
- ウ タイヤ組替え（普通車） 予定数量 3,000本
- エ タイヤ組替え（大型車） 予定数量 360本
- オ パンク修理 予定数量 60本

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 大木
電話 (078) 341-7441 内線2344
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年1月15日(火)から同月29日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前10時から午後5時まで
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成25年2月25日(月)午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部 4階入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成25年2月22日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月21日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、四輪及び二輪(原付)については、警察本部及び各警察署ごとの近隣に営業所等を、白バイについては、地区ごとに最低1箇所営業所等を確保し、その一覧表を「営業所及びメンテナンス業者保有(設置)一覧表」で作成し提出すること。
 - イ タイヤ及びチューブの出荷能力があることを証明する「特約店証明書」等を提出すること。
 - ウ 納入しようとするタイヤ及びチューブの品質を証明するために「品質証明書」等を提出すること。

エ 上記アからウまでの証明書は平成25年1月29日（火）までに提出すること。

オ 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成25年2月22日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入、タイヤ交換及びパンク修理ができると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Products to be purchased:

a. Tires for vehicles	Approx. 4,370
b. Inner tubes	Approx. 570
c. Changing tyres (Standard sized car)	Approx. 3,000
d. Changing tyres (Large sized car)	Approx. 360
e. repairing flat tyres	Approx. 60

(3) Delivery period:

From April 1, 2013 to March 31, 2014

(4) Delivery places:

The designated place by director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(5) Deadline for the application forms:

17:00 January 29, 2013

(6) Deadline for bidding:

17:00 February 22, 2013 by mail

13:30 February 25, 2013 by direct delivery

(7) Secretariat:

Ogi, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2344